# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第３８号**

金沢市高尾台１丁目442番地、従前の本店所在地金沢市泉野出町４丁目６番４号
債務者　サカ・テクノマーケティング株式会社
代表者代表取締役　南　　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　正美
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前11時15分

金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第４８号**

長野県松本市筑摩２丁目20番18号
債務者　信和産業株式会社
代表者代表取締役　百瀬　増美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　愛川　直秀
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後２時

長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第４７０号**

名古屋市千種区内山２丁目１番18号
債務者　有限会社愛知商会
代表者代表取締役　水野　和雄
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　武志
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後１時35分

名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５０８号**

名古屋市名東区神月町1006番地
債務者　有限会社伸栄
代表者代表取締役　石田　伸之
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　洋子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午後２時15分

名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８号**

福岡県大川市大字三丸1777番地
債務者　株式会社岡木工
代表者代表取締役　岡　　正也
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　省司
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午後１時10分

福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２３年（フ）第１６５５８号**

東京都中野区丸山１丁目11―16　丸山タウンハウスＣ棟２
債務者　河本　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　亨
4　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３７２９号**

沖縄県浦添市牧港２丁目44番１号
債務者　ネオスタイル株式会社
代表者代表取締役　嶋田光一朗
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤村　厚夫
4　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６３３号**

横浜市戸塚区俣野町480番地
債務者　産業繊維株式会社
代表者代表取締役　三好　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　康行
4　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時

横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６３５号**

横浜市戸塚区俣野町480番地
債務者　産業シート株式会社
代表者代表取締役　三好富士男
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　康行
4　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時

横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７５号**

静岡県浜松市東区有玉南町19番地
債務者　カワイ設備工業株式会社
代表者代表取締役　川合　一孝
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午後１時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第１３７７号**

大阪府交野市天野が原町１丁目38番２号
債務者　ホリ・オーエス株式会社
代表者代表取締役　川辺　修一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　卓朗
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７０号**

釧路市興津２丁目５番13号
債務者　有限会社野崎重機工業
代表者代表取締役　野崎　宏泰
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後３時15分

釧路地方裁判所

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第３３７２号**

神奈川県座間市栗原中央３丁目２―７
債務者　柴田　祥行
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　善大
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで

東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４６０号**

東京都北区赤羽西３丁目９―18―101
債務者　阿部　定之
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　文俊
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで

東京地方裁判所民事第20部